

輸血用血液の災害時緊急供給に関する協定書

高知県・高知市病院企業団（以下「甲」という。）、日本赤十字社高知県赤十字血液センター（以下「乙」という。）及び高知県（以下「丙」という。）は、高知県内における輸血用血液の災害時緊急供給の円滑な実施のため、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害時緊急供給体制 災害時に、乙による陸路を使った通常の輸血用血液の供給が不可能又は著しく困難な場合、次号に掲げる協定締結病院に対し、当該協定締結病院及び内の設置する災害医療対策本部（以下「県医療本部」という。）との協議により決定した量の輸血用血液（以下「緊急供給血液」という。）を乙が空路等により搬送し、保管し、また利用することをいう。
- (2) 協定締結病院 災害時に輸血が必要となる患者が搬送される災害拠点病院等で、災害時緊急供給体制による血液の受け入れについての協定を締結した医療機関をいう。

（緊急供給血液の搬送、搬入等）

第2条 災害時緊急供給体制実施に当たり、乙は、日本赤十字社中四国ブロック血液センター及び県医療本部、その他関係機関と協議し、ヘリコプター等による甲への緊急供給血液の搬送と供給方法を決定する。

- 2 乙は、前項の決定に基づき、災害時緊急供給体制の開始を甲に通知し、緊急供給血液を甲の施設に搬入する。

（緊急供給血液の種類）

第3条 緊急供給血液は、人赤血球液とする。

（専用保冷庫の設置及び運用）

- 第4条 甲は、緊急供給血液の保管に供する専用の血液用保冷庫（以下「保冷庫」という。）を甲の施設内に設置する。
- 2 甲は、輸血用血液取扱いに関する甲の院内関係規則等に基づき、平時の保冷庫の管理を行うものとする。
- 3 甲は、緊急時に、直ちに保冷庫の使用ができるよう平時から通電しておくものとし、平時においては、甲の通常業務のため保冷庫を使用できるものとする。ただし、災害時緊急供給体制実施時には、緊急時の保冷庫の運用を行うものとする。

- 4 甲は、災害時緊急供給体制が実施される場合は、乙が搬入する緊急供給血液保管のためのスペースを保冷庫内に確保する。

（費用負担）

第5条 保冷庫の購入・設置に要する費用は、丙が甲に補助する。

- 2 保冷庫の稼働に要する電気代は、甲の負担とする。

3 保冷庫を甲の通常業務に供する場合に必要な消耗品等の費用は、甲の負担とする。

- 4 保冷庫に不具合が生じた場合の修理については、甲が行い、更新については、甲乙丙の協議により決定する。

（緊急供給血液の災害時の保管管理）

第6条 災害時緊急供給体制実施時、乙は、第2条第2項の決定に基づき甲の施設に搬送された緊急供給血液を甲の保冷庫に搬入する。

- 2 前項の規定により搬入された緊急供給血液の台帳整備、払出し等の業務を行うため、乙は甲に対し、乙の職員を派遣する。
- 3 前項の乙の職員が甲に到着できない場合は、甲がその業務を代行することができる。
- 4 乙は、災害時に、他の協定締結病院又は甲の近隣の医療機関において、輸血用血液を必要とし、陸路を使った乙からの直接の供給が困難な場合、本協定に基づく甲の保冷庫に保管する緊急供給血液から供給することができる。
- 5 前各項の業務を実施するため必要な事項は、別に定める。

（緊急供給血液の回収、補充及び交換）

第7条 乙が緊急供給血液として甲の保冷庫に搬入し、使用されなかったものは、原則として乙が回収し、必要に応じて補充及び交換を行う。

- 2 前項の業務を実施するため必要な事項は、別に定める。

（災害時緊急供給体制の廃棄等）

第8条 甲の保冷庫に保管する緊急供給血液が使用できない状態になった場合、当該血液の廃棄等は乙が実施し、その他の措置については、甲乙の協議により決定する。

（災害時緊急供給体制の終了）

第9条 主要道路が復旧し、乙と県医療本部との協議により、輸血用血液の需要に応じた供給が可能となったと判断する場合は、災害時緊急供給体制を終了する。

- 2 乙は、甲に対し災害時緊急供給体制の終了を通知する。

（有）
第10
2 前
の申
もの
（有）
第11
必要
（有）
第12
の二
（有）
通
（有）
平成

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成26年12月8日より1年間とする。

2 前項の有効期間満了1か月前までに甲乙丙のいずれからも協定書の変更又は更新中止の申し入れのない場合は、この協定は、期間終了の翌日から1年間自動的に更新されるものとし、それ以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に関し疑義のあるとき、又はこの協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙丙の協議により決定するものとする。

(協定の解消)

第12条 この協定を解消しようとするときは、当該解消予定日の1か月前までに自己以外の二者に文書で申入れを行い、甲乙丙の協議が整った場合は解消できるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙各自記名捺印の上、各1通を保管する。

平成26年12月8日

(甲) 高知県高知市池2125番地

高知県・高知市病院企業団

企業長

(乙) 高知県高知市桟橋通6丁目7番44号

日本赤十字社

高知県赤十字血液センター所長

(丙) 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事

輸血用血液の災害時緊急供給に関する協定書 別添

制定 平成26年12月8日

本別添は、『輸血用血液の災害時緊急供給に関する協定書』(以下、「協定書」という。)の実施のため、必要な事項を定めるものである。

なお、用語及び略称については、協定書と同様とする。

番号	事項	手順・業務等	備考
1	連絡先・連絡手段等	1-1 甲、乙及び丙は、平常時及び緊急時の連絡先・連絡手段を相互に把握する。 1-2 連絡先に変更を生じた場合は、速やかに相互に連絡する。	
2	災害時緊急供給体制連絡手順	2-1 乙は、下記事項を添えて、災害時緊急供給体制実施を甲に通知する。 (1)甲に搬送する血液製剤の量 (2)搬送手段 (3)甲に赴く乙の担当者 (4)甲への到着予定期刻 (5)移動中の乙の連絡先 (6)その他、必要な事項	
3	緊急時連絡手段	3-1 乙は携帯型の通信手段を携行する。 3-2 乙は3-1の通信手段の電話番号等を甲に通知する。	
4	乙の業務	4-1 乙は、業務実施のために必要な端末等の機材・消耗品を携行する。 4-2 緊急供給血液の払い出しは、先入れ・先出の原則に則る。 4-3 払い出しの際は、仮納品伝票を用いる。 4-4 仮納品伝票様式は乙が携行する。 4-5 乙は緊急供給血液の出納台帳を整備し、払い出し、使用ごとに記録し、また在庫管理を行う。 4-6 上記の業務を実施するため、甲は、適当な作業スペース及び電源を可能な範囲で、無償で乙に提供する。 4-7 業務実施に当たり、乙は、甲の組織内 LAN を使用しない。	
5	甲による業務代行	5-1 災害時緊急供給時、2-1で通知された乙の担当者またはその代行者が、業務に当たることができない場合は、甲が業	

		務を代行する。 5-2 甲は、5-1の代行業務を行う職員を予め定めておく。 5-3 台帳、伝票等については、甲が仮様式で作成し、乙の担当者が到着した時点で引き渡しを行う。 5-4 仮様式は紙媒体を基本とするが、乙が紙媒体に代わる専用携帯端末を、専用 ID 及びパスワードを添えて甲に貸与する場合は、それを使用する。	
6	血液の帰属	6-1 保冷庫内の緊急供給血液は乙に帰属する。 6-2 6-1の血液は、保冷庫から払い出した時点で払い出し先医療機関の帰属になるものとする。	
7	ヘリ運航について	7-1 機体総重量 6.5t までのヘリは、甲の病棟屋上ヘリポートに着陸することを原則とする。 7-2 乙は甲にヘリ運航予定を通知する。 7-3 屋上ヘリポートへの乙の立ち入りについては、甲の同行を必要とする。	
8	その他	8-1 乙は、本業務の実施に当たっては、移動、飲食、宿泊等に關し自己完結体制を整えて臨むこと。	
9	改訂	9-1 この別添は、必要に応じ改訂するものとする。 9-2 改訂に当たっては、甲乙丙の三者で協議のうえ行うものとする。	

附則

この別添は、平成26年12月8日から適用する。